

# 令和 6 年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

国立市

市税につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）も課税の対象となります。

地方税法第 383 条（固定資産の申告）の規定※により、償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1 月 1 日）現在所有している償却資産について、申告期限までに当該償却資産が所在する市町村長へ償却資産の申告することが義務付けられています。

つきましては、当手引きを参照、申告書等を作成の上、下記期限までにご提出をお願いします。

## ※地方税法第 383 条（固定資産の申告）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額、その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

償却資産申告書記入例や償却資産種類別明細書記入例は、「国立市ホームページ（ホーム⇒暮らし・手続き⇒税金⇒固定資産税・都市計画税⇒償却資産関係書類一覧）」で確認することができます。また、申告書等を出力することもできます。

## 提出期限 令和 6 年 1 月 31 日（水）

### 【申告書の提出先・お問い合わせ先】

〒186 - 8501 東京都国立市富士見台 2 丁目 4 7 番地の 1

国立市 政策経営部 課税課 固定資産税係（償却資産担当）

電話 042 - 576 - 2111（内線 101）

※郵送にて申告書を提出される方で申告書控用の返送を希望される場合は、控用に受付印を押して返送しますので、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※eLTAX（電子申告）もご利用いただけます。（ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>）

### 【目次】

・ 固定資産の申告	P. 1
・ 償却資産とは（償却資産とは、償却資産の範囲、家屋と償却資産の区分）	P. 2～4
・ 償却資産の申告（申告していただく方、申告書の提出期限、申告の方法）	P. 5～6
・ 課税のあらまし（償却資産の評価方法）	P. 6～9
・（減価残存率表及び計算例）	P. 7
・（課税標準と税額、納期、不服の申し出、非課税及び課税標準の特例の申告）	P. 8
・（申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合）	P. 8
・（国税との主な違い、実地調査ご協力をお願い、償却資産に関する法令等）	P. 9
・ 申告書および明細書の記入例	P. 10～12
・ 賃貸住宅における償却資産の例	P. 13
・ 業種別の主な償却資産の例、償却資産のいろいろ	P. 14～15
・ 償却資産申告 Q & A	P. 16

# -償却資産とは-

## 1. 固定資産税における償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除かれます。※地方税法第341条第4号（固定資産税に関する用語の意義）

### 重要なお知らせ

・課税標準額が150万円未満（P. 8）で資産の変更（増減）がない場合、課税額は発生しませんが必ず申告をしなければなりません。

・地方税法の規定により、税務署に提出された確定申告書類等との確認作業や新築・新設の事業者の皆さまには下記の確認等をお願いしています。

■工事請負契約書や工事見積明細書（P. 13）をもとにご申告ください。

■法人の方は、固定資産台帳及び法人税申告書別表16（1）、（2）、（7）、（8）、（減価償却明細書内訳表）をご確認の上、ご申告ください。

■個人の方は、所得税青色申告決算書等や減価償却費の計算表をご確認の上、ご申告ください。

※見積額等、償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項についての上記関係資料の添付のお願いと複写をさせていただく場合があります。

## 2. 申告の対象となる償却資産の範囲

（1）耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上のもの、あるいは取得価額が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの（P. 3：【償却方法と取得価額による申告対象の取扱い】をご参照ください）。

（2）建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても現に事業に使用しているもの。

（3）遊休資産、未稼働資産であっても今後を使用可能なもの。

（4）資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。

（5）貸し付けている資産については、その資産の使用状況に関係なく貸し主が申告することになります。

（6）所有権留保付割賦販売資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告することになります。

（7）税務会計上土地勘定に計上している駐車場の舗装路面やフェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象になります。

（8）家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの（P. 4をあわせてご覧ください）。

（9）平成15・18年度の税制改正で、中小企業者に該当する法人・個人事業者については、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、損金算入できる措置が講じられましたが、国税に関する制度を適用した次ページ⑤中小企業特例は、償却資産として申告が必要です。

**【償却資産の種類と具体例（事務所、飲食店、小売店、医院、共同住宅、農業、駐車場経営等）】**

資産の種類		申告の対象となる主な償却資産
1 構築物 ※	構築物	駐車場設備、舗装路面、外構工事（門扉、塀、フェンス、緑化施設等）、広告設備等
	建物附属設備	屋外建築設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備、賃借人（テナント）施工の場合の屋内建築設備・内装・内部造作等（P. 4「3. 建物附属設備における家屋（建物）と償却資産の区分」をご参照ください。）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、工作機械、クレーン・コンベア等の装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、太陽光発電設備（建材型除く）、農業機械等
3	船舶	ボート、釣船、貸船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車、貸車、客車等（自動車税・軽自動車税の課税対象除く）
6	工具・器具及び備品	パソコン、テレビ、コピー機、レジスター、金庫、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、ルームエアコン、家具（事務机・応接セット）、測定工具、金型、理容及び美容機器、貸衣装、事務用機器、音響機器、娯楽機器、自動販売機等

※所得税または法人税の確定申告書で「建物一式」で申告している場合でも、償却資産に該当するものは、一品ずつ記載してください。

**【償却方法と取得価額による申告対象の取扱い】**

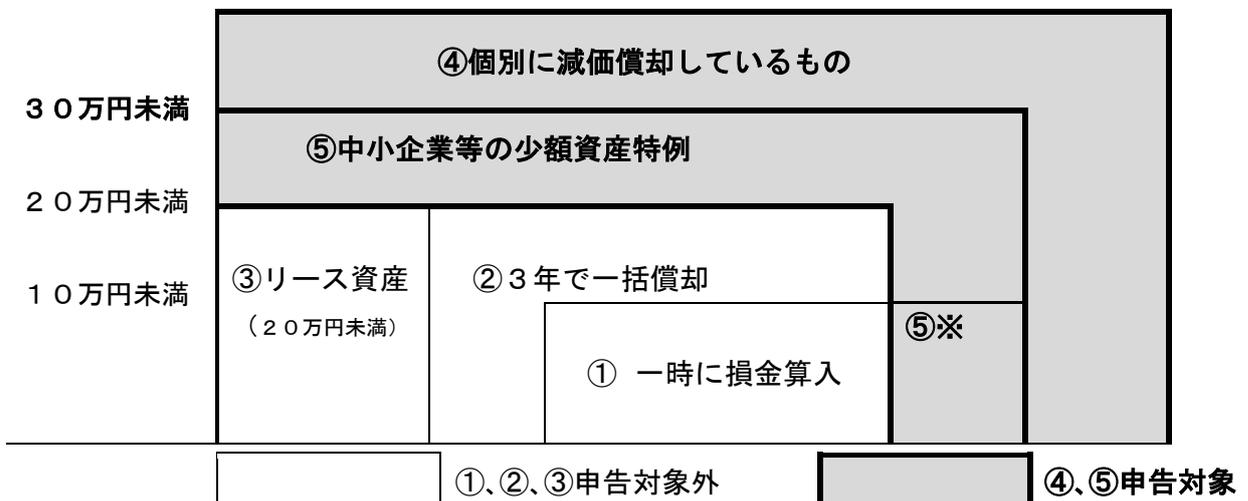
固定資産税（償却資産）において申告対象とならない、いわゆる「少額資産」は、

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満のうち3年間で一括償却したもの
- ③ リース資産で取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項及び所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で、取得価額が20万円未満の資産は、地方税法施行令第49条ただし書により申告対象外となります。）

ただし、申告対象となる「少額資産」（下図参照）は、

- ④ 個別に減価償却しているもの
- ⑤ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産

※取得価額が10万円未満で中小企業特例ができるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産



### 3. 建物附属設備における家屋（建物）と償却資産の区分

建物附属設備（内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の家屋と一体となつて家屋の効用を高める設備）は、家屋と建物附属設備の所有関係や設備の性格等に応じて、次表のように区分して取り扱われます。P. 13～15をあわせてご覧ください。

設備等の種類	設備等の内容		家屋と建築設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電灯・照明設備	屋外設備			◎		◎
		屋内設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○				◎
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
衛生器具設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等の設備			◎		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、機械式駐車設備、看板、駐輪設備、メールボックス、簡易間仕切、カーテン・ブラインド等			◎	◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)			◎	◎	

※賃貸ビル等で事業を営んでいる賃借人（テナント）が取り付けた建物附属設備は、賃借人を所有者とみなし固定資産税を課税します。（地方税法第343条第10項及び国立市市税賦課徴収条例第46条第7項）

# -償却資産の申告-

## 1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在、国立市内に事業を営んでいる方で事業の用に供する償却資産を所有している方（共有名義で償却資産をお持ちの方は共有で申告が必要）、内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方、国立市内の事業者へ償却資産を貸し付けている方です。

市外転出、休業、廃業、解散、又は合併等をされた方、あるいは該当する資産がない方も、その旨を「償却資産申告書 18備考」に記入し、申告をお願いいたします。

## 2. 申告書の提出期限

申告期限は令和6年1月31日です。確定申告書提出前ですがご協力をお願いいたします。

なお、郵送にて申告書を提出される方で申告書控用の返送を希望される場合は、控用に受付印を押して返送しますので、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 3. 申告の方法

### (1) 同封されている書類

- ① 償却資産申告書【第26号様式】
- ② 償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）【第26号様式別表1】
- ③ 償却資産明細書（申告者用資料：現在申告している資産明細（電算申告を除く））
- ④ 償却資産申告の手引き

※減少資産種類別明細書は同封いたしませんので、減少資産がある場合は、③償却資産明細書の該当資産を二重線で消し、全部又は一部及び減少事由を赤で記入ください。

※減少資産種類別明細書が必要な場合はお知らせください（ホームページからも取得可能）。

※電算処理方式（会計ソフト等）で評価額まで算出して申告される方で、自社様式をお持ちの場合、自社様式の償却資産申告書による提出でも差し支えありません。

※前年度、電算処理方式で償却資産申告をされている方に対しては、市から申告依頼のハガキのみを郵送し、申告をお願いしています（申告書一式は郵送していません）。

※地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」より申告可能です。ぜひご利用ください。

(2) 提出書類：次の表の区分により○印で示してあります。

(3) 記入方法：「記入例（P.10～12）」や市のホームページ（ホーム⇒暮らし・手続き⇒税金⇒固定資産税・都市計画税⇒償却資産に関すること）を参照してください。

**今までに申告されている方（増加・減少申告）**

同封の「償却資産明細書」資料用をもとに、前年中の増加・減少資産の有無をご確認ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	—	申告書の『18備考』、1 資産増減なしを「○」で表示。
増加資産のある方	○	○	—	明細書には <u>増加した資産（申告漏れを含む）のみ</u> を記入してください。『18備考』、2 資産増減ありを「○」で表示。
減少資産のある方	○	×		<u>償却資産明細書の該当資産を二重線で消し全部又は一部の区分及び減少事由を赤でご記入ください。</u>

### はじめて申告をされる方（全資産申告）

令和6年1月1日現在の資産内容を確認のうえ、ご申告ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書	記入事項
		全資産用	
申告する資産がある方	○	○	明細書には、当市に所在する <b>全資産を記入</b> してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の『18 備考』、3 該当資産なしを「○」で表示。 法人の場合は、 <b>直近の貸借対照表</b> を添付ください。

※法人の方は固定資産台帳及び法人税申告書別表16（1）、（2）、（7）、（8）、（減価償却明細書内訳表）を、個人の方は所得税青色申告決算書等や減価償却費の計算表を添付ください。また、決算が確定した場合は、減価償却資産を確認の上ご申告ください。

### 廃業等をされた方（取消申告）

令和6年1月1日現在、国立市内で事業を行っていない方は、申告書の『18 備考』、4 事業廃止等に年月日を記入し、該当事由に「○」をしてください。

## －課税のあらまし－

### 1. 償却資産の評価方法

- ・ 償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。
- ・ 評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

※平成20年度から評価額＝決定価格に改正されています。

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2、5及び6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

ア. 中古見積耐用年数：同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

イ. 短縮耐用年数：法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

### 評価額（平成20年度から評価額のみ適用）

- ・ 前年中に取得した資産

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times (1 - r / 2) \\ & = \text{取得価額} \times A \end{aligned}$$

※ r：耐用年数に応ずる減価率

※ A：減価残存率

- ・ 前年前に取得した資産

$$\begin{aligned} & \text{前年度評価額} \times (1 - r) \\ & = \text{前年度評価額} \times B \end{aligned}$$

※ B：減価残存率

**【減価残存率表】**

課税計算は、評価基準で下記の「耐用年数に応ずる減価率（r）」（旧定率法）が適用されます。

＜参考＞減価残存率表（『固定資産評価基準』別表第15より作成）

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)			前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)			前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

（注）算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額です。  
（固定資産評価基準 第3章 償却資産 第1節 償却資産 十 評価額の最低限度）

**【計算例】 令和5年度**

（単位：円）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
ルームエアコン	R4年11月	500,000	6年	0.319	$500,000 \times (1 - 0.319 \times 1/2) = 420,000$	1,591,200
看板	R4年2月	1,600,000	3年	0.536	$1,600,000 \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 1,171,200$	

**令和6年度**

（単位：円）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
舗装路	R5年9月	2,700,000	15年	0.142	$2,700,000 \times (1 - 0.142 \times 1/2) = 2,508,300$	3,337,756
ルームエアコン	R4年11月	500,000	6年	0.319	$420,000 \times (1 - 0.319) = 286,020$	
看板	R4年2月	1,600,000	3年	0.536	$1,171,200 \times (1 - 0.536) = 543,436$	

※波線部分の数値処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

## 2. 課税標準と税額

- (1) 課税標準は、賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（＝評価額。課税標準特例を除く）で償却資産課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。
- (2) 税率は、100分の1.4です。
- (3) 課税標準額（各資産の合計額）が150万円未満の場合には、課税されません。
- (4) 課税標準額が150万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので資産の多少にかかわらず申告をしてください。

（計算例より）

	課税標準額(注1)	税額計算方法	税額(注2)
令和5年度	1,591,000円	1,591,000円×1.4%=22,274円	22,200円
令和6年度	3,337,000円	3,337,000円×1.4%=46,718円	46,700円

（注1）課税標準額は、前頁計算例のとおり各評価額の合計額となり、1,000円未満を切り捨てます。**土地・家屋がある場合は、課税標準額の合計後に1,000円未満を切り捨てます。**

（注2）税額は、100円未満を切り捨てます。

## 3. 納税通知書及び納期等

納税通知書は5月上旬に郵送します。**通常年4回の納期（国立市では5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただきますが、申告期限までに申告が無い場合は、納期回数が変わりますので具体的な納期限は、固定資産税納税通知書でお知らせいたします。**

**※納付には、便利な口座振替をご利用ください。**

## 4. 課税台帳の閲覧及び審査の申し出

申告に基づいて償却資産の価格等が決定されると、償却資産課税台帳に登録されます。この価格等は当市課税課において所有者、納税管理人及び代理人等の方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

**※身分証明書をお持ちください。代理人等の場合は委任状もご持参ください。**

なお、この価格等に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過するまでに、文書をもって当市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。※償却資産は、縦覧の対象外となります。

## 5. 非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する設備等で、地方税法第348条の規定により非課税となるものがあります。非課税の適用を受けるには別途申請が必要です。

## 6. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例により、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、**別途申請が必要です。**

また、公共の危害防止のために設置された公害防止施設、再生可能エネルギー発電設備、浸水防止用設備や市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備等については、課税標準の特例割合を条例化（わがまち特例）しております。こちらについても**別途申請が必要です。**

## 7. 申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び国立市市税賦課徴収条例第66条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

## 8. 国税との主な違い

項目	固定資産税	国税
圧縮記帳の制度（注3）	認められません	認められます（法人税法第42条等）
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法第3章第1節等）
増加償却（注4）	認められます	認められます
償却計算の時期	賦課期日（1月1日）	事業年度末日
減価償却の方法	定率法（P.6のとおり）	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	合算評価

（注3）圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したもののについては、圧縮前の取得価額を記入ください。

（注4）法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

## 9. 実地調査ご協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条および第408条に基づいて実地調査※（会社等に備え付けの固定資産台帳確認等）を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

※実地調査等に伴い修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は現年度だけでなく、資産の取得時期に応じて遡及することになります。（地方税法第17条の5第5項）

## 10. 償却資産に関する法令等

- ・固定資産税評価：固定資産評価基準：地方税法第388条第1項  
第3章 償却資産 第1節 償却資産 七 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額  
取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額による。  
再取得価額が明らかでない場合は、「資産再評価の基準の特例に関する省令」第2条又は第3  
条の規定により求めた推定取得価額によります。

- ・固定資産とは：同法第341条第1号
- ・償却資産とは：同法第341条第4号
- ・償却資産の納税義務者：同法第343条第1項、第3項

ただし、所有権留保付割賦販売は同法第342条第3により共有物となりますが、この場合、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」第3章10により買主（賃借人）に課税となります。

- ・固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権：同法第353条
- ・所得税又は法人税に関する書類の閲覧等：同法第354条の2
- ・固定資産（償却資産）の申告：同法第383条
- ・更正、決定等の期間制限：同法第17条の5第5項
- ・固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪：同法第385条
- ・固定資産に係る不申告に関する過料：同法第386条
- ・固定資産の評価に関する事務に従事する市職員の任務（公平な評価）：同法第403条第2項
- ・固定資産の実地調査：同法第408条
- ・国立市ホームページアドレス <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

# -償却資産申告Q & A-

Q 1 : 毎年、税務署へは確定申告をしています。市へも償却資産の申告をする必要はありますか？

A 1 : 申告が必要です。確定申告における減価償却費の内容の一部が、償却資産となります。自己申告制度となりますので、税務署への申告とは別に、国立市へ償却資産申告が必要となります。

Q 2 : 市内で不動産を所有し賃貸業を営んでいて、固定資産税（土地・家屋）は毎年納めていますが、償却資産の申告も必要なのでしょうか？

A 2 : 償却資産の申告は必要です。土地や家屋の課税対象とは別に、償却資産の対象は存在します。

P. 13のイラスト図「賃貸住宅における償却資産の例」を参考に対象項目をご申告ください。

Q 3 : 確定申告の減価償却費は、建物として一括で経費計上しているのですが、償却資産はどのように提出すれば良いのですか？

A 3 : 家屋としての課税は建物本体のみですので、家屋と一体になっていない壁掛けエアコンや屋外の設備、外構等は、建物総額の中から抜き出して申告していただきます。

Q 4 : 敷地の中には、共同住宅（アパート）しかなくて、外構や屋外設備はほとんど無いと思うのですが、申告する必要はありますか？

A 4 : 申告が必要です。上下水道における本管からの引き込み工事や屋外ガス工事、屋外電気設備工事、太陽光発電システム（屋根材一体型を除く）、建物周囲の舗装、植栽、駐車場整備、自転車置場、エアコン工事等、その多少にかかわらず申告していただく必要があります。

Q 5 : テナントとして店舗を借りて事業をしている場合、どのような物が申告対象になりますか？

A 5 : ご契約後に、付加された内装造作工事や水廻り増設工事などは償却資産対象となります。お持ちの器具や備品等の資産とともにご申告ください。

Q 6 : 昨年から資産の増減がない場合、今年の申告は必要ですか？

A 6 : 資産の増減がない場合でも、毎年1月1日時点で所有している資産について申告が必要です。

Q 7 : 事業用と個人用の両方に使用している資産は、申告する必要がありますか？

A 7 : 申告が必要です。償却資産は、事業のために用いることができるものが課税の対象とされていますが、個人事業者が事業用と非事業用の両方に使用している資産については、事業割合に関係なく取得価格のまま申告していただく必要があります。

Q 8 : 耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告する必要がありますか？

A 8 : 申告が必要です。減価償却済みでも、除却又は売却等をせずに事業のために用いられている資産は申告の対象となります。

Q 9 : 市内で農業を営んでいるのですが、農機具や農耕用の車両は課税対象でしょうか？

A 9 : 事業で使用なされているものは基本的に課税対象となります。但し農耕用のトラクターやテラー付耕運機等でナンバープレートの付いているものは、自動車税または軽自動車税での課税対象ですので、申告の必要はありません。